

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の道路の位置の指定をしましたので、建築基準法施行規則第 10 条の規定に基づき公告します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

令和 2 年 4 月 1 5 日

京都市長 門 川 大 作

## 1 指定事項

指定番号	指定年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置	道路の申請者
第 6014 号	令和 2. 4. 8	メートル 4. 36～ 4. 53	メートル 34. 51	京都市伏見区淀樋爪町 3 8 2 番 3, 3 8 3 番 2, 3 8 3 番 3, 3 8 4 番 3, 3 8 4 番 4, 3 8 7 番 4, 3 8 7 番 6, 3 9 7 番 7 及び 3 9 7 番 9 並びに市有地の一部	国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 淀川河川事務所 長 三戸 雅文

## 2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(都市計画局建築指導部建築指導課)